

平成23年度 宮崎県防災会議地震専門部会

日時：平成23年7月25日(月)13:00～15:00

場所：宮崎県企業局1階 県電ホール

次 第

1 開会あいさつ（知事）

2 議事

(1) 宮崎県地震防災戦略策定事業等について

- ・地震減災計画と取組の進捗状況について
- ・地震津波被害想定調査のスケジュールについて
- ・地震専門部会の開催スケジュールについて
- ・調査業務委託の予定について

資料1

資料2

資料3

(2) 意見交換

- ・対象とする地震について
- ・想定震源域と津波高の想定について
- ・その他検討事項について

(3) その他

3 閉会

平成23年度 宮崎県防災会議地震専門部会 構成委員

	職 名 〔専門分野〕	氏 名
専 門 委 員	宮崎大学工学部 土木環境工学科 教授 〔地盤工学・防災工学〕	亀井 健史
	大分大学工学部 福祉環境工学科建築コース 教授 〔建築構造設計〕	菊池 健児
	九州大学大学院 理学研究院附属・地震火山観測 研究センター長 〔火山物理学・地震学〕	清水 洋
	長崎大学大学院 工学研究科 名誉教授 〔防災工学、構造振動学〕	高橋 和雄
	東京大学地震研究所 教授 (東京大学地震研究所附属火山噴火予知研究推進センター長) 〔自然地震学〕	武尾 実
	宮崎大学工学部 土木環境工学科 教授 〔地震工学・地震防災工学〕	原田 隆典
	宮崎大学工学部 土木環境工学科 准教授 〔水工水文学・海岸工学〕	村上 啓介
	千葉大学大学院 工学研究科 都市環境システム学科 教授 〔都市防災・地震工学〕	山崎 文雄
宮崎県県土整備部長	児玉 宏紀	
委 員	宮崎地方気象台長	田代 憲一
	宮崎県総務部長	稲用 博美

平成23年度 宮崎県防災会議地震専門部会（第1回） 議事概要

日時：平成23年7月25日（月）13:00～15:00

会場：宮崎県企業局1階県電ホール

1 開会 （宮崎県知事あいさつ）

2 議事

(1) 宮崎県地震防災戦略策定事業等について

- ・調査委託事業の予定等について

（事務局より説明）

【意見交換】

- ・（県が計画している）被害想定メッシュデータ250mは津波の評価には粗い。10m以下で作成している例もあり、（津波は）15m程度が必要ではないか。
- ・（地震動により）河川の河道閉塞や孤立集落となるかの検討が必要。最大クラスの規模とハード対策で持ちこたえる規模を想定し、使い分けるべきではないか。
- ・過去の津波被害の痕跡記録等の調査は学術的に大学にて行いたい。
- ・（インフラ被害想定には）地盤の平面図・断面図が必要であり、耐震性の評価には下水道の埋設年数を明らかにすべき。
- ・（地震メッシュは）250mでやらざるを得ない。全国的に250mで整備している。市町村のハザードマップのために50mで作成してはどうか。
- ・市町村役場や学校（避難所）など防災拠点の健全性の検討が必要であり、項目に加えるべきである。

(2) 対象とする地震について、想定震源域と津波高の想定について

- ・（東海・東南海・南海・日向灘の）4連動の可能性はある。むしろ高い。国の情報を推測すると、設定震源域より沖側プレートがゆっくり滑る想定で（想定規模を高く設定するには）日向灘の一部を含めることになる。（東海地震を想定に加えるかどうかについて）本県の津波高や地震動への影響はない。震源域を日向灘南部域から琉球海域まで想定すると地震の継続時間は長くなる。
- ・日向灘の検討ではM8かM9を想定し、何が起こるか見ておく必要がある。

- ・想定する日向灘域から喜界島域迄では、(東日本の震源域幅が200kmに対し)幅100kmに満たないので、M9までならないのでは。日向灘のみのアスペリティ(想定される揺れる場所)は小さく、M7の後半程度が30数年に一度起こる。過去2千年間隔で想定すれば科学的には起こりうる。
- ・最大規模が起こるシナリオを考える必要がある。
- ・最大クラスを想定するのであれば対策(ハード整備)まで考えておくべきで、想定データを出すだけではだめ。土地利用計画等までやるべきだ。
- ・対策(ハード整備)のできるものと、(ソフト対策を前提として)最大を想定するものの2通りで整理してはどうか。
- ・耐震設計に安全率が考慮されているように被害想定でも安全率の様な考え方を取り入れてM9位を想定して万全を期す考え方が必要である。
- ・耐津波性に関しては、建物への荷重の議論はこれからである。津波により転倒した鉄筋コンクリート構造もあり、形状や基礎構造の検証が必要である。
- ・土木構造物では(今回の東日本大震災は)河口部や港湾のコンクリートを打ち増し嵩上げした護岸天端の被害が多かった。(設計の)照査項目として行うべきである。
- ・津波被害は海底の地形の関係が大きい。住民が多い地域では地形データを考慮すべきである。
- ・(減災目標値は全国的に)住宅の耐震化率を90%としてきたが進んでいない。耐震基準を見直した1980年以前と以降で住宅倒壊の有無を仕分けしないほうがよい。経年的な影響を考慮すべきで、中越地震での木造建築のチェックデータがあるので参考にしてほしい。
- ・(県の仕様書案にある)空港や港湾被害の項目に、漁港(重要なものから)を含めるべきでは。
- ・活断層による直下型地震の検討について(現在の被害想定にある、えびの小林地震の)見直しはしない。
- ・東南海・南海地震発生後に波及した日向灘地震の発生や、内陸直下型地震の発生を想定する必要はないか。また、同時発生がありうることを知っておくべきである。

3 閉会 (宮崎県危機管理局長あいさつ)

以上

地震減災計画と取組の進捗状況について

宮崎県地震減災計画

平成19年3月
宮崎県

目 次

第1章 計画策定の趣旨	1
1 計画策定の趣旨	1
2 本計画の位置づけ	2
第2章 本県で被害が想定される地震	3
1 東南海・南海地震	3
(1) 地震の特徴	
(2) 想定被害の概要	
2 日向灘地震	5
(1) 地震の特徴	
(2) 想定被害の概要	
3 えびの・小林地震	8
(1) 地震の特徴	
(2) 想定被害の概要	
第3章 県内各地域における最大被害と留意事項	10
1 西臼杵・入郷地区	
2 延岡・日向地区	
3 西都・西米良地区	
4 児湯地区	
5 宮崎・南那珂地区	
6 都城・西諸地区	
第4章 計画の期間と目標	13
1 計画期間	
2 減災目標	
第5章 目標達成のための取組	14
1 県民防災力の向上	15
(1) 県民の防災意識の啓発	
(2) 学校における防災教育の推進	
(3) 自主防災組織の充実	
(4) 災害時要援護者の支援対策の充実	
(5) 企業防災の促進	
2 住宅・建築物の耐震化、居住空間内の安全確保	20
(1) 木造住宅の耐震化等の促進	
(2) 公共建築物の耐震化の促進	
3 外部空間における安全確保対策の充実	22

(1) 安全・安心な生活環境の確保・充実	
(2) 土砂災害対策の充実	
(3) ライフライン対策の促進	
4 津波対策の推進	25
(1) 津波避難意識の向上	
(2) 津波情報の的確な伝達	
(3) 津波からの避難体制の充実	
(4) 津波防護施設の整備・充実	
5 被災者の救助・救命対策	27
(1) DMA T体制の整備	
(2) 県、市町村、医療機関等間の連絡体制の充実	
(3) 医療救護活動の向上	
6 県、市町村の防災体制の充実	29
(1) 県の災害対応能力の強化	
(2) 協定締結等による企業、関係団体との連携強化	
(3) 消防力の充実・強化	

【資料編】

1 各地震ごとの県内震度分布図	
2 津波浸水予測図	
3 被害想定一覧表（地震別、市町村別）	
(1) 建物被害（揺れによるもの）	
(2) 人的被害（揺れによるもの）	
(3) 建物被害（津波によるもの）	
(4) 人的被害（津波によるもの）	
4 東南海・南海地震に関する地震防災戦略の概要	

第1章 計画策定の趣旨

1 計画策定の趣旨

本県においては、過去、日向灘を震源として津波などにより200名の死者を出した外所（とんどころ）地震（1662年）や、1300棟以上の家屋が全半壊したえびの地震（1968年）など、人的・物的被害を伴う地震に幾度も襲われています。

これらの地震は、その震源の違いから大きく3つの類型に分けることができます。1つ目が本県沿岸部から比較的近い日向灘を震源とする、いわゆる日向灘地震、2つ目が、四国沖から駿河湾までの太平洋沿岸を含む南海トラフ沿いの地域を震源域とする東南海・南海地震、3つ目が、内陸部の直下型であるえびの・小林地震です。

このうち、日向灘地震や東南海・南海地震は、ある程度一定の間隔で発生することが知られており、例えば、日向灘地震の場合、文部科学省地震調査研究推進本部によると、向こう30年間でマグニチュード7.1前後の地震が発生する確率は、70～80%、同じくマグニチュード7.6前後は10%前後とされています。

このような地震は、現状ではいつ発生するかを予測することは困難であり、一瞬にして尊い人命や財産を奪いかねません。

したがって、地震による被害を少しでも小さくするためには、自助・共助・公助それぞれの立場で、かつ、ハード・ソフトの両面から、日頃からの備えや、いざというときの対処方法などについて、検討し対策を講じておくことが重要です。

このような中で、国においては、平成17年3月に、東海地震並びに本県での被害が想定される東南海・南海地震に関して、さらに平成18年4月には、首都直下地震に関して、それぞれ地震防災戦略を策定したところです。

これらの戦略においては、それぞれの地震による被害想定を基に、今後10年間の減災目標とそれを達成するための具体的な対策の目標を数値により示すとともに、地方公共団体に対しては、これらの戦略を踏まえた取り組みを要請しています。

同時に、平成18年3月に地震防災対策特別措置法が改正され、県防災会議（会長：県知事）は、想定される地震災害を明らかにして、当該地震災害の軽減を図るための地震防災対策の実施に関する目標を定めるよう努めることとされたところです。

この計画は、このような状況を踏まえて、本県で発生することが予測される地震について、今後進めるべき様々な地震防災対策を取りまとめ、実行することにより、地震による被害の最小化を図るために策定するものです。

2 本計画の位置づけ

この計画は、宮崎県地域防災計画（震災対策編）に基づき、地震災害の減災目標や、そのために県をはじめとする関係者が取り組むべき施策を取りまとめたもので、県地域防災計画（震災対策編）の行動計画として位置づけられるものです。

さらには、地震災害対策に関して、今後の市町村の取組の目安ともなるべきものです。

第2章 本県で被害が想定される地震

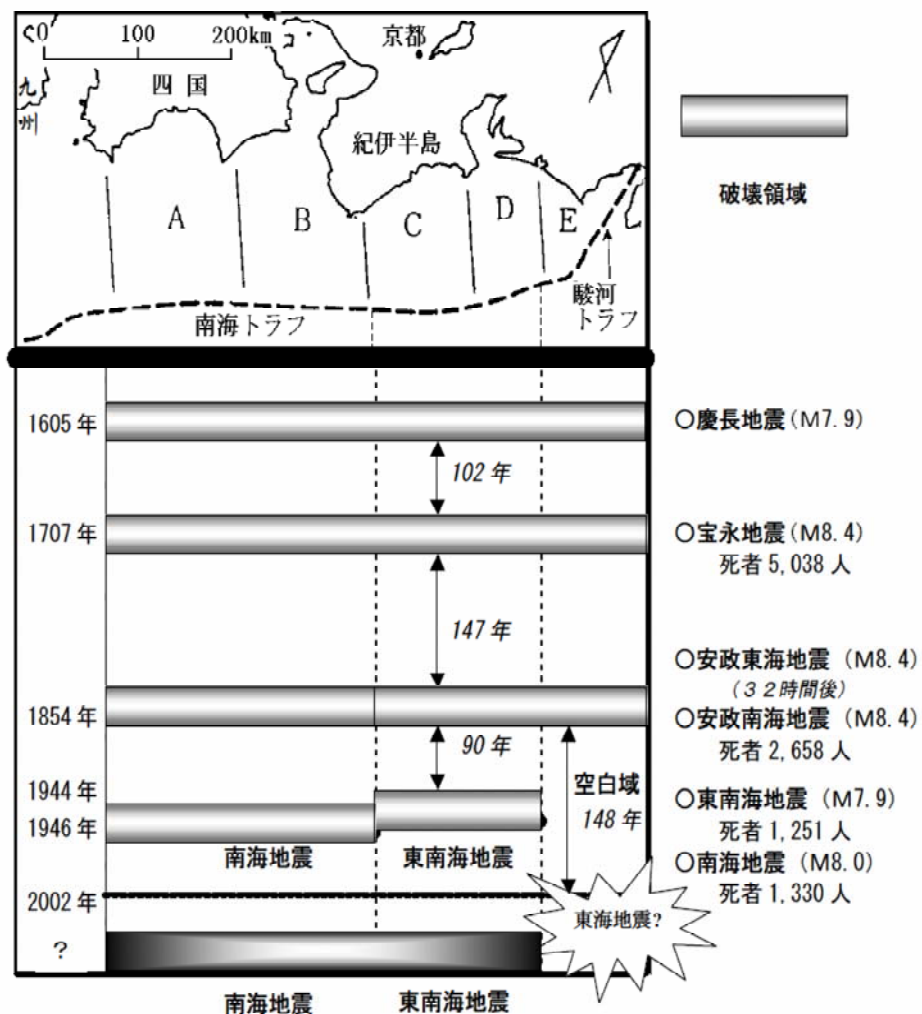
1 東南海・南海地震

(1) 地震の特徴

静岡県沖から紀伊半島沖を震源とする東南海地震と紀伊半島から四国沖を震源とする南海地震は、過去100～150年間隔で発生しています。直近では昭和19年に東南海地震、昭和21年に南海地震が発生しており、マグニチュード8クラスの地震が今世紀前半にも発生する可能性があります。(図1)

また、東南海地震と南海地震が同時に発生した場合、強い揺れや津波によって、東海地方から九州に至る広域な地域に大きな被害が及ぶと予測されています。

図1 東南海・南海地震の発生状況と被害状況

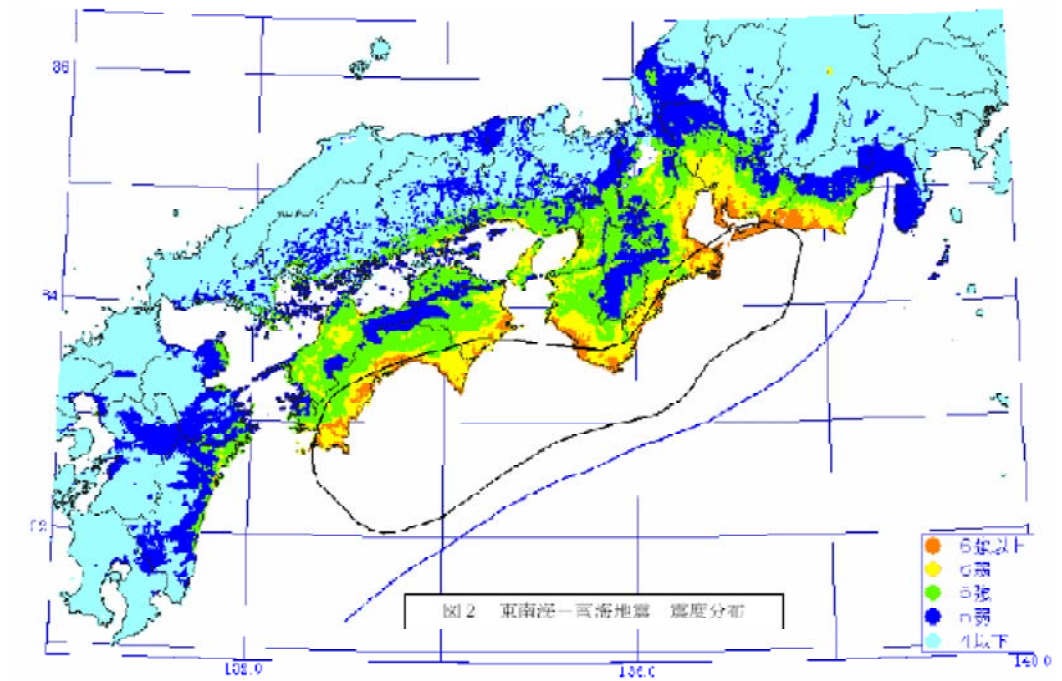


出典：内閣府ホームページ「東南海・南海地震対策の概要」による。

(2) 想定被害の概要

東南海・南海地震の被害想定は、東南海地震と南海地震の震源域が同時に破壊される場合を対象とし、地震規模はマグニチュード8.6としています。
 予測される震度分布及び被害想定の結果は、以下のとおりです。

東南海・南海地震の震度分布図



出典：中央防災会議「東南海・南海地震等に専門調査会」

東南海・南海地震による宮崎県の被害想定

最大震度		震度6弱	
津波の高さ		約6m	
人的被害	死者数	揺れによるもの	約20名
		※津波によるもの	約670名
建物被害	全壊棟数	揺れによるもの	約700棟
		※津波によるもの	約5,200棟

資料：中央防災会議「東南海・南海地震等に関する専門調査会」による。
 ※ただし、津波による被害（人的・建物）は、宮崎県「平成18年度地震減災計画策定に係る地震・津波被害想定調査」による。

【特徴】

- ・震源が本県から離れているため、揺れによる被害よりも津波による被害が大きくなっています。
- ・東南海・南海地震が発生した場合、揺れが小さくても予想以上に高い津波が襲来する恐れがありますので、沿岸部では十分注意が必要です。

2 日向灘地震

(1) 地震の特徴

日向灘から薩南・南西諸島東方沖にかけての領域は、フィリピン海プレートが西日本（ユーラシアプレート）の下に沈み込む境界に位置し、過去10数年～数10年間隔でマグニチュード7クラスの地震が発生しており、地震活動が活発な地域となっています。この領域を震源とする日向灘地震は、今後30年以内にマグニチュード7.6前後の地震が10%程度、マグニチュード7.1前後の地震が70～80%で発生するとされており、本県に大きな被害を及ぼす可能性があります。（表1）

日向灘地震については、県内の影響の大きさを考慮し、北部と南部に分けて被害の想定を行っています。（図2）

図2 日向灘地震及びえびの・小林地震の想定震源域

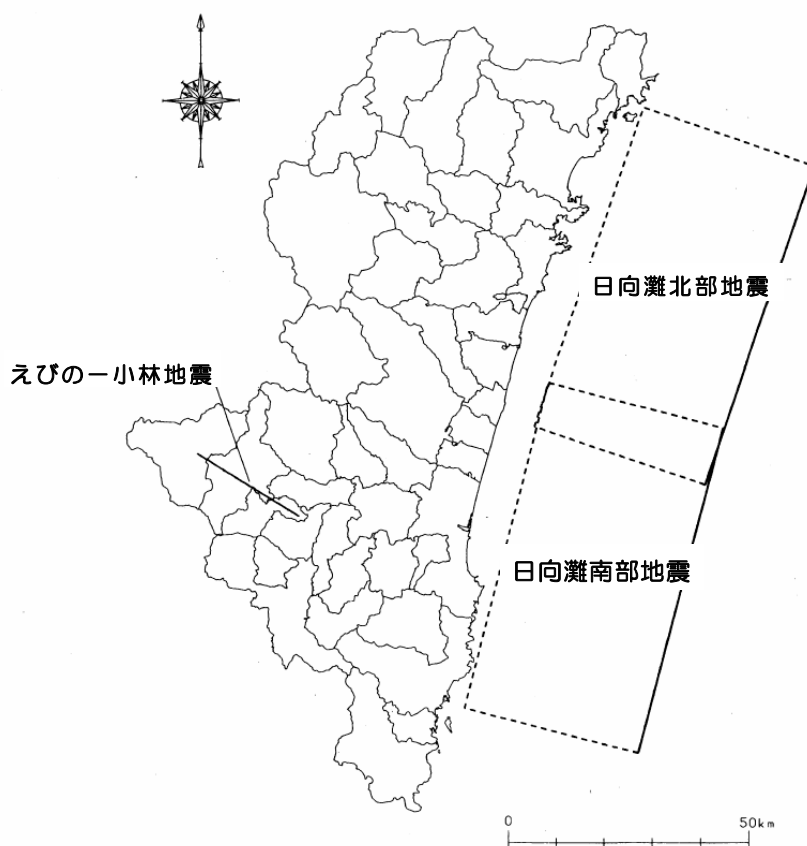


表1 日向灘地震の発生確率

	マグニチュード7.6前後	マグニチュード7.1前後
10年以内の発生確率	5%程度	30%～40%
30年以内の発生確率	10%程度	70%～80%
50年以内の発生確率	20%程度	80%～90%

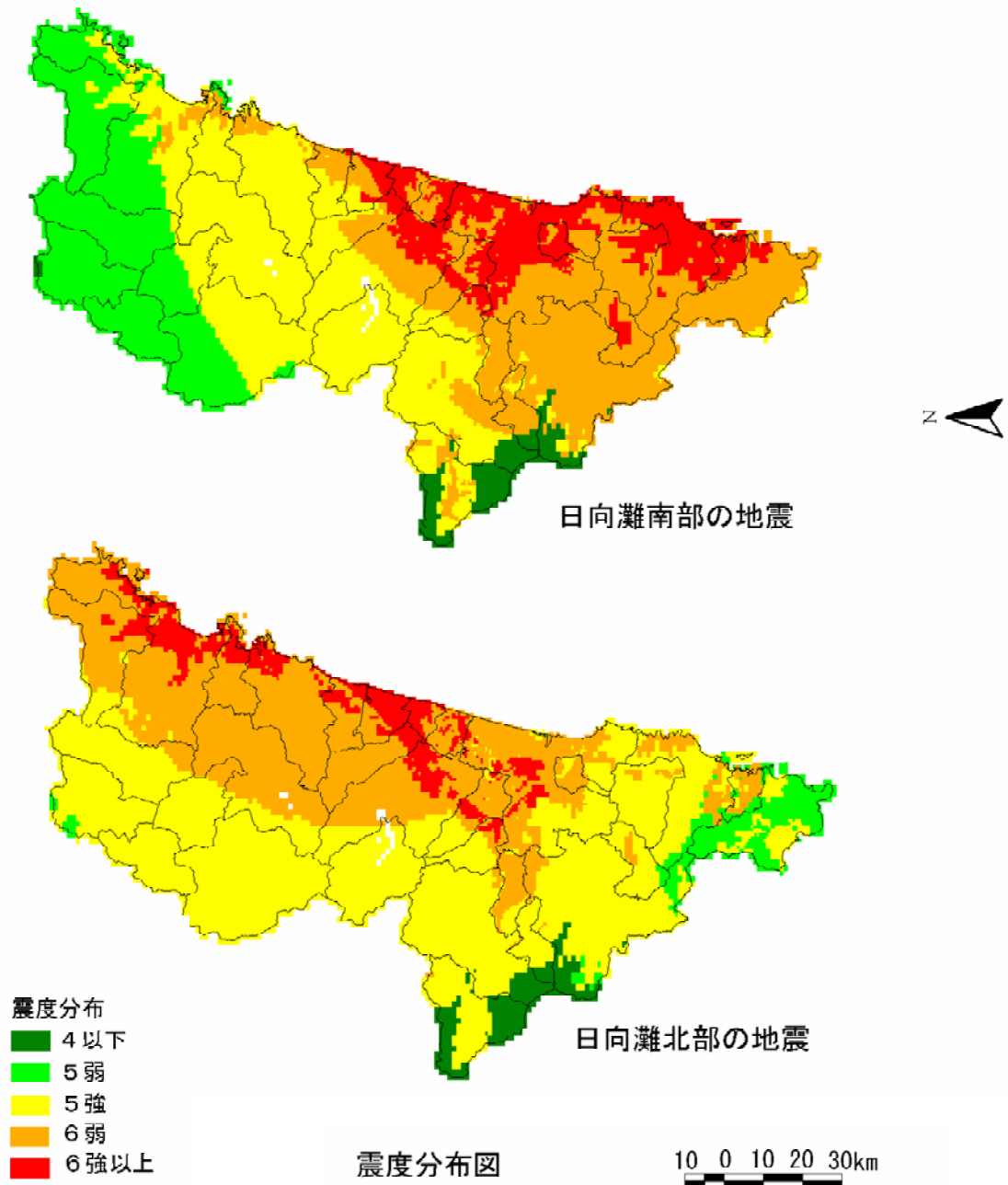
資料：地震調査研究推進本部 地震調査委員会「全国を概観した地震動予測地図 2007版」による。

(2) 想定被害の概要

日向灘地震による被害想定は、過去発生した地震等を考慮して、地震の規模を北部、南部ともにマグニチュード7.5としています。

また、津波については、最大高さが日向灘地震よりも東南海・南海地震の方が高いことから、東南海・南海地震による被害を最大被害として採用しています。

予測される震度分布及び被害想定の結果は、以下のとおりです。



日向灘地震の被害想定

			日向灘北部地震	日向灘南部地震
最大震度			震度6強	震度6強
津波の高さ			約5m	約5m
人的被害	死者数	揺れによるもの	約330名	約880名
		※津波によるもの	最大約670名	最大約670名
建物被害	全壊棟数	揺れによるもの	約14,400棟	約22,600棟
		※津波によるもの	最大5,200棟	最大5,200棟

資料：宮崎県「平成18年度地震減災計画策定に係る地震・津波被害想定調査」による。

※ただし、津波による被害については、平成9年に実施した被害想定では日向灘南部地震で480名、日向灘北部地震で949名となっているが、今回は東南海・南海地震のデータを最大被害として採用した。

【特徴】

- ・震源が本県から近いことから揺れによる被害が最も懸念されます。特に、日向灘南部地震が発生すると、県央・県南を中心に死者が約880名、全壊する建物が約22,600棟に及ぶと想定しています。
- ・また、津波の高さは、東南海・南海地震によるものより低くなりますが、震源が近いことから、地震発生から短時間（早いところで10分以内）で津波が襲来する恐れがあります。

4 えびの・小林地震

(1) 地震の特徴

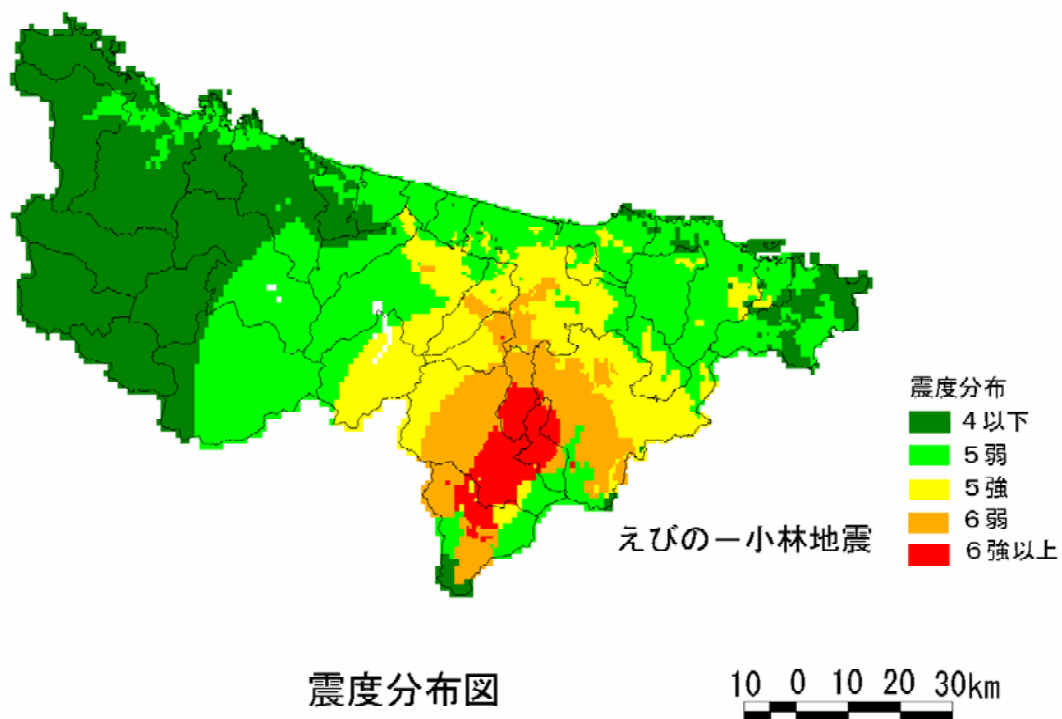
えびの・小林地震の震源域であるえびの市付近（図2）は、過去にもたびたび群発的な地震活動を繰り返しており、1968年（昭和43年）には、マグニチュード6.1のえびの地震が発生し、多数の建物被害が発生しています。

えびの・小林地震は、津波の心配はありませんが、強い揺れや山崩れなどの土砂災害により大きな被害が発生する可能性があります。

(2) 想定被害の概要

えびの・小林地震による被害想定は、過去発生した地震等を考慮して、地震の規模をマグニチュード6.5としています。

予測される震度分布及び被害想定の結果は、以下のとおりです。



震度分布図

えびの・小林地震の被害想定

最大震度			震度6強
津波の高さ			—
人的被害	死者数	揺れによるもの	約110名
		津波によるもの	—
建物被害	全壊棟数	揺れによるもの	約4,400棟
		津波によるもの	—

資料：宮崎県「平成18年度地震減災計画策定に係る地震・津波被害想定調査」による。

【特 徴】

- ・えびの・小林地震が発生すると、震源から近い西諸県、県央地区に被害が集中し、死者は約110名、全壊する建物は約4,400棟に及ぶと想定しています。
- ・山間部では、強い揺れにより山崩れなどの土砂災害が多数発生する恐れがあります。

第3章 県内各地域における最大被害と留意事項

1 地域毎の被害

県内各地域における被害（揺れ、津波）は以下のとおりです。

揺れによる被害は、地域毎の被害が最大となる日向灘地震及びえびの・小林地震について示しています。

また、津波による被害は、被害が最大となる東南海・南海地震について示しています。

揺れによる被害（死者数 単位：人）

生活圏		日向灘南部地震				日向灘北部地震				えびの・小林地震			
		夏	夏	冬	冬	夏	夏	冬	冬	夏	夏	冬	冬
		昼	夜	昼	夜	昼	夜	昼	夜	昼	夜	昼	夜
1	日向	1	2	1	2	70	96	70	96	0	0	0	0
2	延岡・西臼杵	0	0	0	0	45	61	45	61	0	0	0	0
3	西都・児湯	37	49	37	49	43	60	43	60	7	9	7	9
4	中部	221	303	221	692	82	113	82	113	33	46	33	46
5	西諸県	0	0	0	0	0	0	0	0	31	42	31	42
6	北諸県	3	3	3	3	0	0	0	0	6	8	6	8
7	那珂	99	136	99	136	1	1	1	1	0	0	0	0
合計		361	493	361	882	241	331	241	331	77	105	77	105

生活圏	市町村	日向灘南部地震				日向灘北部地震				えびの・小林地震			
		夏	夏	冬	冬	夏	夏	冬	冬	夏	夏	冬	冬
		昼	夜	昼	夜	昼	夜	昼	夜	昼	夜	昼	夜
日向	206 日向市	1	2	1	2	54	74	54	74	0	0	0	0
	421 門川町	0	0	0	0	16	22	16	22	0	0	0	0
	429 諸塚村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	430 椎葉村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	431 美郷町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
西延岡 臼杵・	203 延岡市	0	0	0	0	44	60	44	60	0	0	0	0
	427 北川町	0	0	0	0	1	1	1	1	0	0	0	0
	441 高千穂町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	442 日之影町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
西都・ 児湯	443 五ヶ瀬町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	208 西都市	19	25	19	25	18	25	18	25	7	9	7	9
	401 高鍋町	5	7	5	7	7	9	7	9	0	0	0	0
	402 新富町	6	8	6	8	5	7	5	7	0	0	0	0
	403 西米良村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	404 木城町	2	3	2	3	3	4	3	4	0	0	0	0
中部	405 川南町	3	4	3	4	6	9	6	9	0	0	0	0
	406 都農町	2	2	2	2	4	6	4	6	0	0	0	0
	201 宮崎市	187	257	187	646	60	83	60	83	33	46	33	46
	301 清武町	7	9	7	9	0	0	0	0	0	0	0	0
西諸 県	382 国富町	19	26	19	26	14	20	14	20	0	0	0	0
	383 綾町	8	11	8	11	8	10	8	10	0	0	0	0
	205 小林市	0	0	0	0	0	0	0	0	18	24	18	24
	209 えびの市	0	0	0	0	0	0	0	0	7	9	7	9
北諸 県	361 高原町	0	0	0	0	0	0	0	0	5	7	5	7
	362 野尻町	0	0	0	0	0	0	0	0	1	2	1	2
那 珂	202 都城市	1	1	1	1	0	0	0	0	6	8	6	8
	341 三股町	2	2	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0
那 珂	204 日南市	49	67	49	67	1	1	1	1	0	0	0	0
	207 串間市	25	34	25	34	0	0	0	0	0	0	0	0
	321 北郷町	9	13	9	13	0	0	0	0	0	0	0	0
	322 南郷町	16	22	16	22	0	0	0	0	0	0	0	0
合計		361	493	361	882	241	331	241	331	77	105	77	105

資料：宮崎県「平成18年度地震減災計画策定に係る地震・津波想定調査」による。

津波による被害（単位：人）

東南海・南海地震津波被害

生活圏		構造物無			構造物有		
		死者数	重傷者数	中等傷者数	死者数	重傷者数	中等傷者数
1	日向	215	312	1,312	81	45	191
2	延岡・西臼杵	271	441	1,851	158	154	648
3	西都・児湯	29	3	15	25	3	12
4	中部	48	23	95	23	4	19
5	西諸県	-	-	-	-	-	-
6	北諸県	-	-	-	-	-	-
7	那珂	108	52	218	65	20	85
	計	672	831	3,490	352	227	954

生活圏	市町村	構造物無			構造物有		
		死者数	重傷者数	中等傷者数	死者数	重傷者数	中等傷者数
日向	206 日向市	69	60	253	51	33	138
	421 門川町	146	252	1,059	31	13	53
	429 諸塚村	-	-	-	-	-	-
	430 権葉村	-	-	-	-	-	-
	431 美郷町	-	-	-	-	-	-
延岡・西臼杵	203 延岡市	271	441	1,851	158	154	648
	427 北川町	-	-	-	-	-	-
	441 高千穂町	-	-	-	-	-	-
	442 日之影町	-	-	-	-	-	-
	443 五ヶ瀬町	-	-	-	-	-	-
西都・児湯	208 西都市	-	-	-	-	-	-
	401 高鍋町	4	0	1	2	0	0
	402 新富町	7	1	3	6	1	2
	403 西米良村	-	-	-	-	-	-
	404 木城町	-	-	-	-	-	-
	405 川南町	8	1	4	6	1	2
406 都農町	11	2	7	11	2	7	
中部	201 宮崎市	48	23	95	23	4	19
	301 清武町	-	-	-	-	-	-
	382 国富町	-	-	-	-	-	-
	383 綾町	-	-	-	-	-	-
西諸県	205 小林市	-	-	-	-	-	-
	209 えびの市	-	-	-	-	-	-
	361 高原町	-	-	-	-	-	-
	362 野尻町	-	-	-	-	-	-
北諸県	202 都城市	-	-	-	-	-	-
	341 三股町	-	-	-	-	-	-
那珂	204 日南市	34	15	62	19	5	21
	207 串間市	31	13	55	16	4	15
	321 北郷町	-	-	-	-	-	-
	322 南郷町	43	24	101	30	12	49
	計	672	831	3,490	352	227	954

資料：宮崎県「平成18年度地震減災計画策定に係る地震・津波想定調査」による。

2 地域毎の留意点

(1) 日向地区（日向、門川、美郷、諸塚、椎葉）

日向地区では、日向灘北部地震や東南海・南海地震により、多数の人的被害や建物被害が発生すると予測されています。

特に震源に近い沿岸部の日向市、門川町では、強い揺れや津波に十分留意する必要があります。

(2) 延岡・西臼杵地区（延岡、高千穂、日之影、五ヶ瀬）

延岡・西臼杵地区では、日向灘北部地震や東南海・南海地震により、多数の人的被害や建物被害が発生すると予測されています。

特に震源に近い沿岸部の延岡市では、強い揺れや津波に十分留意する必要があります。

(3) 西都・児湯地区（西都、高鍋、新富、西米良、木城、川南、都農）

西都・高鍋地区では、日向灘北部、南部地震や東南海・南海地震により、多数の人的被害や建物被害が発生すると予測されています。

特に震源に近い沿岸部の都農町や川南町などでは、強い揺れや津波が発生すると予測されますので十分留意する必要があります。

また、西都市などの内陸部では、えびの・小林地震による強い揺れにも注意する必要があります。

(4) 中部地区（宮崎、清武、国富、綾）

中部地区では、日向灘南部地震や東南海・南海地震により、多数の人的被害や建物被害が発生すると予測されています。

特に震源に近い沿岸部の宮崎市などでは、強い揺れや津波に十分留意する必要があります。

また、内陸部では、えびの・小林地震による強い揺れにも注意する必要があります。

(5) 西諸県地区（小林、えびの、高原、野尻）

西諸県地区では、えびの・小林地震により、多数の人的被害や建物被害が発生すると予測されています。

また、山間部では、土砂災害にも注意する必要があります。

(6) 北諸県地区（都城、三股）

北諸地区では、えびの・小林地震により、多数の人的被害や建物被害が発生すると予測されています。

また、山間部では、土砂災害にも注意する必要があります。

(7) 南那珂地区（日南、串間、北郷、南郷）

南那珂地区では、日向灘南部地震や東南海・南海地震により、多数の人的被害や建物被害が発生すると予測されています。

特に震源に近い沿岸部の日南市や串間市などでは、強い揺れや津波に十分留意する必要があります。

第4章 計画の期間と目標

1 計画期間

この計画は、国の地震防災戦略の目標達成年次が10年となっていることを踏まえて、平成18年度から27年度までの10年間を計画期間とします。

なお、適宜、対策の進捗状況を把握するとともに、その他状況の変化も踏まえて、計画期間内であっても、必要に応じて見直しを行います。

2 減災目標

第2章で示したように、本県での被害が想定される各地震による死者数は下表のとおりとなっています。

本計画では、第5章に示す様々な取組により、これらの死者数を半減することを目標とします。

	想定される死者数	減災目標(死者の減少数)
東南海・南海地震	約 700名	約350名
日向灘北部地震	約1,000名	約500名
日向灘南部地震	約1,550名	約750名
えびの・小林地震	約 110名	約 50名

第5章 目標達成のための取組

この章においては、第4章で掲げた減災目標を達成するために、今後10年間で県が取り組むべき施策を、施策の対象分野ごとに取りまとめています。

その全体像とそれぞれの分野のねらい及び具体的施策は、以下のとおりです。

これらの施策については、毎年、その進捗状況を把握し点検することにより、着実な推進を図ります。

県民防災力の向上

【ねらい】 県民一人ひとりが取り組む自助・共助の充実・拡大

【具体的施策】

- ① 県民の防災意識の啓発、
- ② 学校における防災教育の推進、
- ③ 自主防災組織の充実、
- ④ 災害時要援護者の支援対策の充実、
- ⑤ 企業防災の促進

住宅・建築物の耐震化、居住空間内の安全確保

【ねらい】 住宅・その他の建築物内での被害の軽減

【具体的施策】

- ① 木造住宅の耐震化等の促進、
- ② 公共建築物の耐震化の促進

外部空間における安全確保対策の充実

【ねらい】 安全で安心できるまちづくり・むらづくり

【具体的施策】

- ① 安全・安心な生活環境の確保・充実、
- ② 土砂災害対策の充実、
- ③ ライフライン対策の促進

津波対策の推進

【ねらい】 津波による人的被害の軽減

【具体的施策】

- ① 津波避難意識の向上、
- ② 津波情報の的確な伝達、
- ③ 津波からの避難体制の充実、
- ④ 津波防護施設の整備・充実

被災者の救助・救命対策

【ねらい】 1人でも多くの生命を救う

【具体的施策】

- ① DMAT体制の整備、
- ② 県、市町村、医療機関等間の連絡体制の充実、
- ③ 医療救護活動の向上

県、市町村の防災体制の充実

【ねらい】 防災対策の中核（基盤）となる公助の充実・強化

【具体的施策】

- ① 県の災害対応能力の強化、
- ② 協定締結等による企業、関係団体との連携強化、
- ③ 消防力の充実・強化

1 県民防災力の向上

防災については、よく「自助」、「共助」、「公助」ということが言われますが、特に大規模な災害の場合、県や市町村・消防などの公共団体の災害対策（いわゆる「公助」）では限界があり、自らの身を自ら守る、いわゆる「自助」、あるいは、自分たちの地域を自分たちで守る、いわゆる「共助」が重要になります。

このため、これら自助、共助を充実・強化し、県民全体としての防災力の向上を図るために、以下の取組を進めます。

(1) 県民の防災意識の啓発

いつ発生するかわからない地震に対して、いざというときに自ら生命や財産を守るためには、日頃から防災に関する意識や知識を高めておくことが何よりも重要です。

このため、地震に関するセミナーや県民防災教室による啓発、あるいはパンフレット、ガイドブック等の啓発資料の配布などを行います。

【具体的な取組】

① 地震に関するセミナーなどによる啓発活動の実施

地震に関するセミナーや防災気象に関する講演会の開催により、防災関係者のみならず、広く一般の県民を対象として、地震防災意識や知識の普及啓発を図ります。

【目標】 セミナー、講演会の開催 年間3回

② グループや団体を対象とした県民防災教室の開催

小中学生や自治会、経済団体など、任意のグループや団体の要望に応じて、きめ細かな普及啓発を行うため、随時、防災教室を開催します。

【目標】 防災教室の開催 年間20回（参加者数1,000人）

③ 防災リーダーや防災士の派遣

県内各地域の自主防災組織や自治会などに対して、防災リーダーや防災士を派遣し、防災活動の充実・強化のための研修や意見交換などを行います。

【目標】 派遣回数 年間10回

④ 啓発冊子等の作成・配布

日頃からの備えやいざというときにとるべき行動などについて、わかりやすく説明した冊子などの啓発資料の配布を行うとともに、県庁ホームページ上の「防災・危機管理情報」のコーナーから防災関係情報を発信します。

⑤ ハザードマップ等の作成支援

地震・津波等に関するハザードマップなど、市町村における防災マップの作成を支援することにより、住民の居住地域レベルでの防災知識・意識の普及啓

発を促進します。

【目標】 全市町村で作成

⑥ 緊急地震速報の周知・広報

平成19年秋に広く県民に提供される緊急地震速報は、利用者が適切に活用することができれば、地震被害の大幅な防止・軽減につながるものと期待されています。

このため、この情報を受けた場合の具体的な対応方法や技術的な限界などについて、気象庁と連携しながら住民等への周知・広報を推進します。

(2) 学校における防災教育の推進

防災に関する意識の高揚を図るとともに、防災知識を身につけるためには、災害防止について義務教育段階から、繰り返し実践的に学習していくことが最も効果的だと考えられます。

このため、教師、児童・生徒双方を対象として、本県の特性を踏まえた防災教育の教材を制作することなどにより、小中学校における防災教育の充実を図ります。

【具体的な取組】

① 防災教育用教材の制作・普及

主に小学生高学年及び中学生を対象として、風水害や地震・津波災害に関する防災教育用の視聴覚教材を制作し、各学校へ配布することにより、防災教育の充実を推進します。

【現状】 視聴覚教材は制作済み

② 防災教育モデル校における実践と検証

県内の小・中学校の中から防災教育に関するモデル校を選定し、上記の視聴覚教材等を活用しつつ、先導的な防災教育を実践するとともに、教材や教育プログラムの検証を行うことにより、より効果的な防災教育の在り方を検討します。

【目標】 平成19年度から3年間、毎年、小・中学校各7校で実施、その後全小・中学校で拡大実施

③ 教職員を対象とした防災研修の実施

既存の学校安全指導者研修会や各種研修会において、教職員の防災に関する意識の高揚並びに知識の向上を図るための研修等を行うことにより、児童・生徒に対する防災教育の充実並びに災害発生時の的確な対応を促進します。

【目標】 研修会の開催 年間3回

(3) 自主防災組織の充実

災害時には、地域住民の相互扶助の精神に基づく主体的な活動が大きな力を発揮します。

このため、その活動主体である自主防災組織の充実が図られるよう、組織のリーダーとなる人材の育成を進めるとともに、訓練等の活動に対する支援を行います。

【具体的な取組】

① 自主防災組織の結成・活動の促進

自主防災活動の手引きや資機材の整備に対する助成制度等を活用することにより、未結成地域における結成の促進や既存組織の活動の活性化のための市町村の取組を支援します。

【目標】 自主防災組織の組織率 80%（平成27年度）
自主防災組織の訓練 全市町村で実施

② 自主防災組織のリーダーの育成

自主防災活動においては、その要となる人材が欠かせないことから、防災に関するより高度な内容の研修会を開催することなどにより、リーダーの育成を推進します。

【目標】 10年間で1,000名のリーダーを育成
防災士ネットワーク加入者300名

③ 防災士の育成支援

防災に関して専門的で高度な知識等を有する人材を育成するための防災士研修を受講する際の費用を県が助成することにより、自主防災活動のリーダーであるとともに、リーダーの中でも先導的な役割を果たすような人材を育成します。

【目標】 10年間で100名の防災士を育成

④ 防災リーダーや防災士の派遣

県内各地域の自主防災組織や自治会などに対して、防災リーダーや防災士を派遣し、防災活動の充実・強化のための研修や意見交換などを行います。

【目標】 派遣回数 年間10回

⑤ 防災資機材の整備支援

災害発生時の自主防災組織の活動をより効果的なものとするためには、必要な資機材の整備が欠かせないことから、県の補助制度や公的団体の助成制度により、資機材の整備を支援します。

【目標】 10年間で50団体を支援

(4) 災害時要援護者の支援対策の充実

近年、在宅の高齢者や障害者などで災害時の避難等において他者の援護を要する方（いわゆる「災害時要援護者」）の被害が増加しています。

このため、災害時要援護者の避難支援等に関する指針を作成し、市町村に周知することなどにより、市町村における対策の充実を促進します。

【具体的な取組】

① 災害時要援護者の特性に係る理解の促進

災害時要援護者は、障害の種類や程度等によって必要とする支援が異なります。このようなことを踏まえて、災害発生時等に要援護者に対する支援が円滑に行えるよう、啓発パンフレットの配布等により、その特性や必要な支援に関する理解を促進します。

② 災害時要援護者避難支援プランの策定促進

災害発生時に要援護者の避難等を円滑に行うためには、あらかじめ、避難情報の伝達方法や避難行動の支援者などを、個々の要援護者に応じて決めておくことが重要です。このため、このような内容からなる避難支援プランを作成する際の参考となるよう、県版の避難支援指針を策定し、市町村におけるプラン策定を促進します。

【目標】 全市町村で作成

③ 外国人に対する地震防災の普及啓発

県内に居住する外国人等の中には、地震や風水害といった災害そのもの、あるいは避難行動に関する知識が不足していたり、避難情報等が理解できない場合もあります。このため、外国語による防災パンフレットの配布や防災研修の開催、県庁ホームページの「外国人のための防災情報」のコーナー（4言語対応）からの情報発信などにより、防災に関する基礎的な知識の普及を推進します。

④ 災害時要援護者に係る避難訓練の充実

要援護者の避難に際しては、他者の支援が必要であること以外にも、健常者に比して時間を要するといった特性があることを踏まえて、防災訓練の一環としての避難訓練の実施など、地域や福祉施設等での訓練実施を促進します。

【目標】 全市町村で実施

(5) 企業防災の促進

近年、地域社会の一員としての企業の防災対策の充実が求められている中で、実際の災害時の企業の貢献が評価される事例も増加しています。同時に、災害時においても事業活動を継続するという企業本来の行動原則を維持し、ひいては地域経済への影響を最小限度に止めることが重要になっています。

このため、企業における防災体制の充実や災害ボランティア体制の構築、さらには事業継続計画（一般に「BCP」（注）と言われます。）の策定を促進します。

【具体的な取組】

① 地震防災対策計画の作成促進

東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づく推進地域において、地震防災対策計画を作成することとされている事業者に対して、市町村・消防と連携を図りつつ、計画の作成を促進します。

【目標】 平成27年度の計画作成率 100%

② 防災ボランティアへの参加促進

企業内の防災ボランティア組織の設立、地域のボランティアネットワークへの企業としての参画を働きかけることにより、地域のボランティア体制の充実・強化を図ります。

③ 事業継続計画の作成促進

事業継続計画に関して国が示しているガイドラインの周知や県における計画作成に関する手引書の作成・周知などにより、企業における事業継続計画の作成を促進します。

【目標】 10年間で100事業所が作成

2 住宅・建築物の耐震化、居住空間内の安全確保

平成7年1月に発生した兵庫県南部地震（阪神・淡路大震災）では、6千人以上の尊い生命が奪われましたが、このうち約8割は、住宅・建築物の倒壊等によるものでした。中でも、現在よりも耐震基準が緩やかだった昭和55年以前に建てられた住宅における被害が大きかったといわれています。

このようなことから、地震から身を守るためには、住宅・建築物の耐震化や家具類などの転倒防止策を講ずることが重要であり、かつ効果的であることがわかります。

このため、木造住宅の改修や家具類の転倒防止といった個人レベルの取組を推進するとともに、不特定多数の人が使用する建物や学校などの公共建築物の耐震化を進めます。

(1) 木造住宅の耐震化等の促進

地震による人的被害を半減させるためには、減災効果の大きな住宅の耐震化等を進めることが重要であるので、関連する取組を継続的に進め、耐震化については、平成27年度末での耐震化率90%を目指します。

【具体的な取組】

① 耐震化の必要性等に係る啓発

啓発用パンフレットの作成・配布や相談窓口の設置などにより、耐震化の必要性や耐震化に係る支援策などについて、県民の意識・知識の向上を図ります。

② 木造住宅の耐震化に対する支援

耐震診断等に対する補助制度の活用促進や国の耐震改修促進税制の周知などにより、耐震化を促進します。

③ 家具類の転倒防止対策の促進

啓発用パンフレット等や防災に関する研修会等の場を活用することにより、家具類の転倒防止の必要性や具体的対策に関する知識の普及を図ります。

(2) 公共建築物の耐震化の促進

不特定多数の県民等が利用する公共建築物は、いざというときに県民の生命を守る上からも、耐震化を確実に進めていく必要があります。このため、県有施設の計画的な耐震化を進めるとともに、その他の特定建築物（注）についての耐震化を指導していきます。

※（注）建築基準法第6条第1項第1号に規定する建築物

【具体的な取組】

① 県有施設の耐震化の推進

県有施設については、耐震補強や建て替え、用途廃止等を計画的に進めることにより、特定建築物である県有施設については、平成27年度末の耐震化率100%を、また、特定建築物以外の県有施設について、同年度末の耐震化率90%を目指します。

② 特定建築物の耐震化に係る指導等

県有施設以外の特定建築物については、耐震改修促進法に基づき、その所有者に対して耐震診断・耐震改修に関する助言・指導等を継続的に行うことにより、平成27年度末での耐震化率90%を目指します。

3 外部空間における安全確保対策の充実

平成7年1月に発生した兵庫県南部地震（阪神・淡路大震災）では、犠牲となった人の約1割が地震による火災が原因だったほか、発災後のライフライン機能や交通機能の低下が住民の生活環境を維持する上での重要な課題となりました。

また、中山間地域を多く抱える本県においては、大規模な地震が発生した場合、多数の土砂災害が発生する可能性があり、直接的な被害はもとより、孤立集落が発生する恐れがあります。

このため、道路等の骨格的な都市基盤や土砂災害危険箇所等の整備を推進するほか、面的な整備による防災上危険な密集市街地の解消や防災対策の基礎となるライフライン機能の確保に努めます。

(1) 安全・安心な生活環境の確保・充実（市街地整備、道路整備）

幹線道路、都市公園、河川、港湾などの根幹的な公共施設の整備を進めるほか、計画的な土地利用の規制、緑化保全、面的整備による建物倒壊や火災の可能性の高い密集市街地の解消により、安全・安心な生活環境の整備を推進します。

【具体的な取組】

① 密集市街地の整備、防災空間の確保

- ・重点密集市街地の解消を促進します。
- ・土地区画整理事業や市街地再開発事業を推進します。
- ・計画的な土地利用、都市公園や避難路となる道路の整備を推進します。
- ・幹線道路の電線類地中化を促進します。

【目標】 重点密集市街地の解消 7.7haを施行
区画整理事業 575haを施行
電線類地中化 6.8kmを完成（H18～H22）

② 避難地・避難路の整備

- ・都市公園等の避難地の整備を推進します。
- ・避難地から500m圏域内、消防活動用の道路の整備を推進します。

【目標】 避難地から500m圏域内の避難路4.7kmを整備（H18～H22）

③ 道路・河川・海岸施設等の整備

- ・緊急輸送道路の改良、災害防除、橋梁の耐震化を推進します。
- ・津波対策水門等の整備を推進します。
- ・緊急輸送港湾・漁港における岸壁の耐震化を推進します。
- ・地域防災拠点の整備を推進します。

【目標】 緊急輸送道路の整備推進

- ・未改良箇所 37箇所 37kmの整備 (H18～H22)
- ・優先確保ルートの橋梁耐震化をH19までに完了
- ・橋梁 77橋の耐震化
- ・危険箇所182箇所の整備

津波対策水門の整備推進

- ・漁港海岸における陸閘の整備完了

輸送拠点となる港湾、漁港における耐震強化岸壁の整備完了
県央・県南・県北沿岸部における地域防災拠点の整備完了

(2) 土砂災害対策の充実

土砂災害危険箇所については、定期的に危険度を把握するための調査を行いながら、災害危険度が高い箇所の整備を推進します。また併せて、発災時に避難が円滑に行われるように、ハザードマップの作成や避難体制の充実を図ります。

【具体的な取組】

① 危険箇所の調査・周知

- ・土砂災害危険箇所の定期的な点検・調査を実施します。
- ・ハザードマップの作成、避難体制の強化を推進します。
- ・土砂災害警戒区域の指定に伴う説明会等により、防災意識の啓発を推進します。

② 土砂災害防止工事の推進

- ・砂防施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設の整備を推進します。
- ・山地災害防止施設、ため池等の整備を推進します。

③ 造成地災害防止対策の推進

- ・造成地危険地域の啓発を促進します。

④ 液状化対策の推進

- ・液状化危険地域の啓発を促進します。

【目標】	土石流危険溪流	35溪流の整備
	地すべり危険箇所	10箇所の整備
	急傾斜地崩壊危険箇所	120箇所の整備
	土砂災害警戒区域	4,000箇所の指定

(3) ライフライン対策の促進（電気、ガス、水道、通信）

通信、電力、ガス、水道等のライフライン機関との連携等により、機能の低下が生じないよう、耐震性、多重性、代替性の確保や機能が停止した場合でも、できるだけ早期に復旧できる体制整備に努めます。

【具体的な取組】

① 耐震性、多重性、代替性の確保

- ・上下水道施設の耐震化を推進します。
- ・ライフライン事業者との連絡会議等を通じて、耐震性、多重性、代替性の確保を促進します。

② 早期復旧のための体制整備

- ・ライフライン事業者・関係機関との連絡会議等を通じて、早期復旧のための資機材・体制整備を促進します。特に医療機関における応急復旧については、体制強化に努めます。

4 津波対策の推進

本県は海岸線が総延長約400kmと長く、海溝型の地震である日向灘地震や東南海・南海地震が発生した場合、津波来襲の危険性が高く、津波による多数の人的被害が想定されるため、津波避難対策を向上させることで人的被害の軽減化を図ります。

(1) 津波避難意識の向上

県民への津波に関する防災意識の高揚を図り、正しい知識の普及・啓発を行い、津波避難意識の向上を図ります。

【具体的な取組】

① 各種広報媒体を活用した啓発活動の実施

県広報誌や県政番組、ラジオ、新聞等を活用して、津波からの避難に関する啓発活動を実施します。

② 防災教育の推進

小・中学校を中心として、津波の特性を正しく理解してもらい、避難意識の向上を図るため、防災教育を実施します。

【目標】 沿岸部の全小・中学校で実施

③ 地域防災協議会の設置

防災に強い地域づくりを進めるため、各地域（漁業集落等）において、住民や関係機関、行政が一体となった地域防災協議会を設置します。

【目標】 沿岸部の全市町で設置

(2) 津波情報の的確な伝達

県民への津波情報や避難に関する情報等の伝達体制の強化を進めます。

【具体的な取組】

① メールを活用した防災情報伝達手段の普及促進

防災情報の多様な伝達手段を確保するため、津波情報等を提供している宮崎県防災・防犯メールサービスへの加入を促進します。

【目標】 メールの登録者数2万人

② 防災行政無線を活用した情報伝達手段の充実

現在、本県の沿岸市町村全てに防災行政無線の同報系が整備されていますが、緊急地震速報などの情報をさらに速やかに伝達するため、Jアラート(注)の整備などを促進します。 ※(注) 総務省消防庁が衛星通信と市町村の同報系防災行政無線を利用して緊急情報を住民へ伝達するシステム(全国瞬時警報システム)

【目標】 沿岸部の全市町でJアラートを整備

(3) 津波からの避難体制の充実

沿岸市町において津波ハザードマップの作成を行うとともに、地域住民が参加する津波避難訓練を定期的の実施します。

【具体的な取組】

① 沿岸全市町における津波ハザードマップの作成

県が作成した津波浸水予測図を基に、沿岸全市町において津波ハザードマップを作成します。

【目標】 沿岸部の全市町で作成

② 津波避難訓練の実施

県の総合防災訓練は勿論のこと、沿岸の市町が実施する防災訓練の中でも、津波避難訓練を実施します。

【目標】 沿岸部の全市町で実施

(4) 津波防護施設の整備・充実

防波堤や堤防、護岸等の海岸、港湾、漁港、河川保全施設の適正な維持管理に努め、緊急性の高い施設について整備します。

さらに、港湾・漁港や河川等の水門、陸閘、樋門については、津波到達前に閉門ができるよう努めます。

【具体的な取組】

① 海岸、港湾、漁港、河川施設の整備推進

施設の適正な維持管理に努めるとともに、緊急性の高い施設の整備を進めます。

【目標】 津波対策水門

・漁港海岸における陸閘の整備完了

5 被災者の救助・救命対策

地震被害想定調査では、大勢の死傷者が生じ、交通網、通信網、電気、ガス等のライフラインが途絶するなど、県民生活に大きな混乱を引き起こすことが想定されています。

このような中で、迅速、的確な医療救護活動を行い、人的被害を最小限に食い止めるためには、通常時の救急医療体制に加えて、災害時にも機能しうる医療救護体制を確立、強化していく必要があります。

このため、災害拠点病院を中心とした行政、医療機関間の連絡体制の充実やDMAT（専門的な訓練を受けた医療チーム）体制の整備を進めます。

(1) DMAT体制の整備

一度に多くの傷病者が発生する大規模地震では、DMATを可及的速やかに被災地に送り込み、現場での緊急治療や病院支援を行いつつ、被災地で発生した多くの傷病者を被災地外に搬送できるような仕組みを構築します。

【具体的な取組】

① DMAT運用計画の作成

県内における隊の編成や出動基準、出動体制、研修・訓練プログラム、移動手段の確保等を示した県版の運用計画を作成します。

【目標】 県版運用計画の作成

② DMAT指定医療機関の登録及び協定

DMATを編成する医療機関をDMAT指定医療機関に指定するとともに、県と医療機関の間で派遣に関する協定を結びます。

【目標】 協定締結医療機関数 3機関

(2) 県、市町村、医療機関等間の連絡体制の充実

県や市町村、県医師会、地区医師会、医療機関は定期的な連絡方法を確保し、被害状況や患者受入状況等について把握するとともに、ひむか救急ネットを活用して、必要な情報の収集を行うこととします。

【具体的な取組】

① ひむか救急ネットによる円滑な情報交換の実施

日頃から、災害発生を想定したひむか救急ネットによる情報交換訓練を実施し、災害の発生に備えます。

(3) 医療救護活動の向上

本県では、限られた時間、医療資源等の中で最大多数の傷病者に対し医療関係者が迅速な対応を行う必要があるため、重傷者を選別措置するトリアージを実施します。

【具体的な取組】

① トリアージの普及

トリアージの考え方を普及するため、各種広報を活用した普及推進を図ります。

② トリアージを組み入れた救護訓練の実施

各種訓練にトリアージを組み入れた救護訓練を採用することにより、トリアージの実効性を高めます。

【目標】 トリアージを組み入れた救護訓練の実施回数 10年間で20回

6 県、市町村の防災体制の充実

(1) 県の災害対応能力の強化

行政が迅速に防災活動を行えるよう、職員の災害対応能力を向上させるとともに、初動体制の強化を図ります。

【具体的な取組】

① 災害初動体制の充実強化

大規模地震の発生などを想定した場合、災害対策本部要員が登庁できない、また、長期化した場合、必要な体制が維持できないなどの問題点があることから、災害発生後速やかに職員を参集するため、県本庁近隣居住職員の活用を行うとともに、本部体制の中長期的な維持のために消防防災課、危機管理局のOB職員の活用を行い、災害対策本部機能の充実を図ります。

また、18年5月から実施している24時間災害監視体制のより一層の充実を図ります。

② 県総合防災訓練、図上訓練の実施

毎年度、県総合防災訓練及び図上訓練を実施し、機関毎の災害対応能力を高めるとともに、防災関係機関相互の協力体制を確立します。

【目標】 県内全市町村で防災訓練、図上訓練を実施

(2) 協定締結等による企業、関係団体との連携強化

地域の防災力、いわゆる「共助」の向上のためには、消防団や自主防災組織の充実・強化のみならず、地域に所在する事業所の防災協力活動が不可欠の状況となっています。

このため、今後も、企業や関係団体と防災協力に関する協定や登録制度の実施を行うとともに、既に締結等を行っている団体等とは、相互窓口の確認や県総合防災訓練への参加を促し、より一層の連携強化を図ります。

(3) 消防力の充実・強化

大規模地震が発生した場合、火災の発生・延焼により多くの被害が発生すると想定されますので、災害時においても的確に対応できる消防力を確保することが重要です。

このため、市町村における常設消防機関の整備充実を図るほか、消防団の育成をはじめとした地域における消火体制の整備を促進します。

【具体的な取組】

① 市町村の災害対応能力の強化

災害時における市町村の防災対応を補助するため、市町村の災害対策本部に県の職員を派遣します。また、市町村の初動体制の確立及び防災関係機関や住民等との連携を強化するため、防災訓練や図上訓練を実施します。

② 常設消防の充実

市町村消防の広域化や非常備町村の常備化等を促進することにより、消防力の充実を図ります。

③ 消防職員、消防団員等の訓練の充実

県消防学校における職員、団員の訓練や県消防操法大会の実施等により、訓練の充実を図ります。

④ 消防団員の確保

各種広報活動や企業への働き掛けを行い、消防団への加入を促進します。

⑤ 消火資機材等の整備

市町村が実施する耐震性貯水槽や消防ポンプ自動車、小型動力ポンプなど消防防災施設設備の整備を促進し、消火資機材等の充実を図ります。

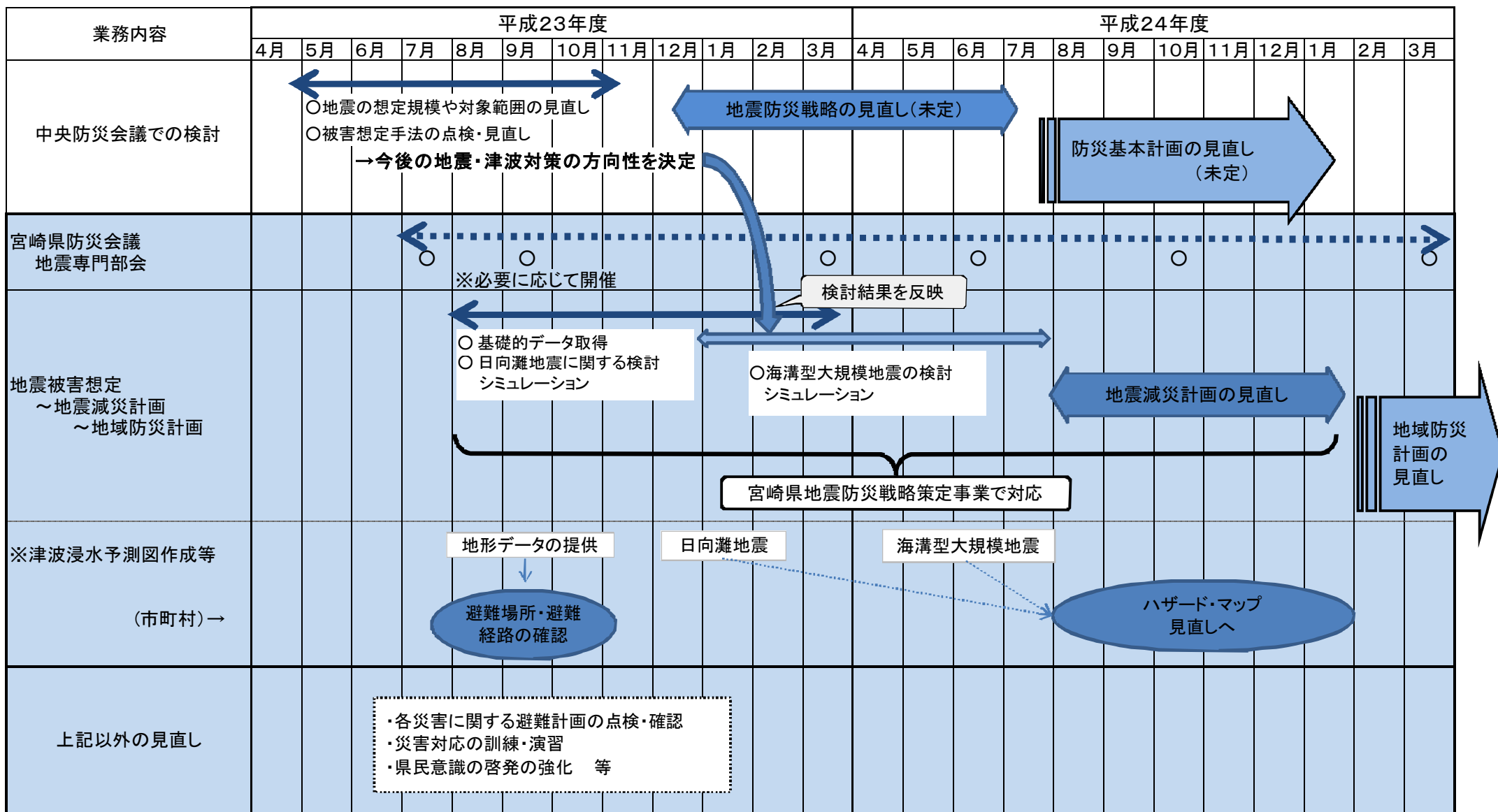
宮崎県地震減災計画における取組の進捗状況

H23. 6月現在

施策	分野	具体的な取組内容	数値目標	達成時期	進捗状況						担当部局	
					H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	5カ年累計		
県民防災力の向上	県民の防災意識の啓発	地震に関するセミナー、講演会の開催	年間3回	H27年度末(10カ年)	2回約800名	2回約1,200名	1回約400名	1回約500名	0回	—	危機管理局	
		県民防災教室の開催	年間20回〔1,000人〕	H27年度末(10カ年)	21回約1,400名	48回約3,200名	60回4,146名	98回7,082名	55回4,267名	—	危機管理局	
		自主防災組織等への防災士、防災リーダーの派遣	年間10回	H27年度末(10カ年)	0回	12回	21回	10回	35回	—	危機管理局	
		地震・津波ハザードマップの作成支援	全市町村	H27年度末(10カ年)	2市町	5市町	0市町	2市町	0市町 (1市町H23. 5作成済)	9市町	危機管理局	
	学校における防災教育の推進	モデル校における防災教育プログラムの実践・検証	小・中学校 年間各7校	H27年度末(10カ年)	0校	18校	14校	18校	0校	—	教育庁 学校政策課	
		教職員を対象とした防災研修会の実施	年間3回	H27年度末(10カ年)	1回	1回	1回	1回	1回	—	教育庁 学校政策課	
	自主防災組織の充実	自主防災組織の組織率	80%	H27年度末(10カ年)	57. 9%	59. 8%	62. 5%	63. 5%	— (H23. 8とりまとめ)	—	危機管理局	
		自主防災組織の訓練	全市町村	H27年度末(10カ年)	17市町村	18市町村	15市町村	27市町村	19市町村	—	危機管理局	
		自主防災組織のリーダー育成	1, 000名	H27年度末(10カ年)	154名	170名	284名	183名	138名	929名	危機管理局	
		防災士ネットワーク加入者数	300名	H27年度末(10カ年)	0名	39名	75名	93名	183名	—	危機管理局	
		防災士の育成	100名	H27年度末(10カ年)	10名	15名	78名	104名	76名	283名	危機管理局	
		防災資機材の整備支援	50団体	H27年度末(10カ年)	53団体	21団体	43団体	55団体	41団体	213団体	危機管理局	
	災害時要援護者の支援充実	災害時要援護者避難支援プランの策定	全市町村	H27年度末(10カ年)	0市町村	0市町村	3市町村	9市町村	6市町村	18市町村	危機管理局	
		災害時要援護者に係る避難訓練の実施	全市町村	H27年度末(10カ年)	1市町村	1市町村	7市町村	8市町村	8市町村	—	危機管理局	
	企業防災の促進	東南海・南海地震防災対策計画の作成	100%	H27年度末(10カ年)	63. 3%	67. 5%	68. 4%	93. 8%	— (H23. 8とりまとめ)	—	危機管理局	
		事業継続計画の作成促進	100事業所	H27年度末(10カ年)	—	—	—	—	— (H23とりまとめ予定)	—	危機管理局	
	住宅・建築物の耐震化	住宅の耐震化の促進	木造住宅の耐震化の促進	90%	H27年度末(10カ年)			71. 9% (5年毎統計調査より)			—	県土整備部 建築住宅課
		公共建築物の耐震化の促進	県有施設の耐震化の推進	特定建築物100% 上記以外90%	H27年度末(10カ年)	特定建築物88. 9% 上記以外88. 6%	特定建築物90. 5% 上記以外89. 9%	特定建築物93. 5% 上記以外90. 8%	特定建築物93. 6% 上記以外91. 2%	特定建築物95. 2% 上記以外93. 1%	—	県土整備部 建築住宅課
			特定建築物の耐震化の指導等	90%	H27年度末(10カ年)	80. 3%	82. 4%	84. 8%	86. 9%	88. 0%	—	県土整備部 建築住宅課

施策	分野	具体的な取組内容	数値目標	達成時期	進捗状況						担当部局
					H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	5カ年累計	
外部空間における安全確保対策の充実	安全・安心な生活環境の確保・充実	重点密集市街地の解消	進捗率100%	H22年度末(5カ年)	77.0%	80.5%	85.1%	96.0%	99.3%	—	県土整備部 建築住宅課
		区画整理事業の促進	575ha整備	H35年度末(18カ年)	21ha (H17年度末迄:287ha)	19ha	21ha	14ha	18ha	93ha (H17年度末迄を含む:380ha)	県土整備部 都市計画課
		電線類地中化の促進	6.8km	H22年度末(5カ年)	2.90km	1.70km	2.22km	0.26km	0km	7.08km	県土整備部 都市計画課 道路保全課
		避難地から500m圏域内の避難路の整備推進	4.7km	H22年度末(5カ年)	0.12km	0.59km	0.42km	1.69km	0.99km	3.81km	県土整備部 都市計画課 道路保全課
		緊急輸送道路の未改良箇所の整備推進	37km	H22年度末(5カ年)	10.4km	5.4km	6.1km	5.5km	6.9km	34.2km	県土整備部 道路建設課
		優先確保ルートの橋梁耐震化の早期完成	14橋	H19年度末(2カ年)	10橋	4橋	整備完了			14橋	県土整備部 道路保全課
		緊急輸送道路の橋梁の耐震化推進	77橋	H27年度末(10カ年)	10橋	4橋	18橋	9橋	19橋	60橋	県土整備部 道路保全課
			52橋	H22年度末(5カ年)	10橋	4橋	18橋	9橋	19橋	60橋	
		緊急輸送道路の危険箇所の整備推進	182箇所	H27年度末(10カ年)	12箇所	5箇所	3箇所	41箇所	31箇所	92箇所	県土整備部 道路保全課
			82箇所	H22年度末(5カ年)	12箇所	5箇所	3箇所	41箇所	31箇所	92箇所	
		漁港海岸における陸閘の整備	38箇所	H22年度末(5カ年)	2箇所	19箇所	5箇所	10箇所	0箇所	36箇所	農政水産部 漁村振興課
		輸送拠点となる港湾における耐震強化岸壁の整備	2箇所	H22年度末(5カ年)	0箇所	1箇所	0箇所	0箇所	0箇所	1箇所	県土整備部 港湾課
		輸送拠点となる漁港における耐震強化岸壁の整備	1箇所	H22年度末(5カ年)	0箇所	1箇所	0箇所	0箇所	0箇所	1箇所	農政水産部 漁村振興課
	県央・県南・県北沿岸部における地域防災拠点の整備	1施設	H22年度末(5カ年)	0施設	0施設	0施設	0施設	0施設	0施設	危機管理局	
	土砂災害対策の充実	土砂災害警戒区域の指定	4,000箇所	H27年度末(10カ年)	153箇所	610箇所	286箇所	316箇所	271箇所	1,636箇所	県土整備部 砂防課
		土石流危険渓流の整備	35箇所	H27年度末(10カ年)	4箇所	0箇所	1箇所	3箇所	6箇所	14箇所	県土整備部 砂防課
			16箇所	H22年度末(5カ年)	4箇所	0箇所	1箇所	3箇所	6箇所	14箇所	
		地すべり危険箇所の整備	10箇所	H27年度末(10カ年)	0箇所	0箇所	2箇所	1箇所	1箇所	4箇所	県土整備部 砂防課
	5箇所		H22年度末(5カ年)	0箇所	0箇所	2箇所	1箇所	1箇所	4箇所		
急傾斜地崩壊危険箇所の整備	120箇所	H27年度末(10カ年)	11箇所	13箇所	6箇所	9箇所	13箇所	52箇所	県土整備部 砂防課		
	71箇所	H22年度末(5カ年)	11箇所	13箇所	6箇所	9箇所	13箇所	52箇所			
津波対策の推進	津波避難意識の向上	地域防災協議会の設置	沿岸全市町村	H27年度末(10カ年)	6市町	0市町	0市町	0市町	0市町	6市町	農政水産部 漁村振興課 危機管理局
	津波情報の的確な伝達	宮崎県防災・防犯メールへの加入促進	20,000人	H27年度末(10カ年)	5,549人	9,229人	13,615人	17,083人	20,264人	20,264人	危機管理局
		Jアラートの整備	沿岸全市町	H27年度末(10カ年)	0市町	0市町	2市町	3市町	4市町	9市町	危機管理局
	津波からの避難体制の充実	津波ハザードマップの作成	沿岸全市町	H27年度末(10カ年)	2市町	5市町	0市町	2市町	0市町 (1市町H23.5作成済)	9市町	危機管理局
津波避難訓練の実施		沿岸全市町	H27年度末(10カ年)	8市町	6市町	7市町	6市町	4市町	—	危機管理局	
被災者の救助・救命対策	DMAT体制の整備	DMAT運用計画の作成	県版DMAT運用計画の作成	H27年度末(10カ年)	なし	なし	なし	なし	なし (H23当初に作成予定)	—	福祉保健部 医療薬務課
		DMAT指定医療機関の登録・協定締結	3機関	H27年度末(10カ年)	なし(機関数3)	なし(機関数4)	なし(機関数5)	なし(機関数5)	なし(機関数6)	—	福祉保健部 医療薬務課
	医療救護活動の向上	トリアージを組み入れた救護訓練の実施	20回(累計)	H27年度末(10カ年)	2回	2回	2回	2回	1回	9回	福祉保健部 医療薬務課
県・市町村の防災体制の充実	防災訓練・図上訓練の実施	県防災訓練の実施	年間1回	H27年度末(10カ年)	1回	1回	1回	1回	0回	—	危機管理局
		市町村における防災訓練の実施	全市町村	H27年度末(10カ年)	10市町村	10市町村	16市町村	18市町村	12市町村	—	危機管理局
		市町村における図上訓練の実施	全市町村	H27年度末(10カ年)	1市町村	0市町村	9市町村	7市町村	3市町村	—	危機管理局

今後の地震・津波防災等に関する見直しスケジュール(見込み)



(注) 上記スケジュールは、現在の最短と思われる見込みで作成したもの。
 今後の国の方針・基準等が示される時期や内容等により、スケジュールは随時見直す。

調査業務委託の予定について

